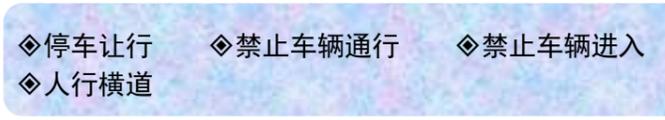




### 安全驾驶所需的信息

#### 日本の交通規則

- ▶ 驾驶（乘坐）机动车时须系好安全带，驾驶（乘坐）摩托车时须戴好头盔。
- ▶ 不满6岁的儿童乘车时，须使用儿童专用座椅。
- ▶ 禁止酒后驾车，及在驾驶过程中使用手机进行通话或收发信息等操作。
- ▶ 购买机动车或摩托车后，应每1~3年进行车检，并须加入机动车赔偿责任保险。
- ▶ 以下的道路标识，你看得懂吗？



▶ 在JAF（日本机动车联盟）可购买到日本交通规则的外语版本。（英语，中文，葡萄牙语，西班牙语）

#### 日本の交通規則

▶ 购买机动车或摩托车后，以备交通事故的发生，加入机动车任意保险。仅加入机动车赔偿责任险不足以弥补损失。

#### 遇到交通事故时

1. 报警。（电话号码：110）
2. 受伤时应叫救护车。（电话号码：119）
3. 请事故对方出示驾驶证，互换住址、电话号码、车牌号等信息。
4. 联络所加入的机动车保险公司。
5. 给事故现场及车辆的损坏状态进行拍照。
6. 警察到达后，说明事故的情况。



### 安全に運転するための情報

#### 日本の交通規則

- ▶ 自動車に乗るときはシートベルトを締め、バイクに乗るときはヘルメットをかぶらなければなりません。
- ▶ 6歳未満の子どもを車に乗せるときは、チャイルドシートを使用しなければなりません。
- ▶ お酒を飲んで運転することや、運転中に携帯電話で通話したりメールしたりすることは禁止されています。
- ▶ 自動車やバイクを持ったときは、1年~3年ごとに車の検査を受け、自動車賠償責任保険に加入しなければなりません。
- ▶ 下の道路標識わかりますか？



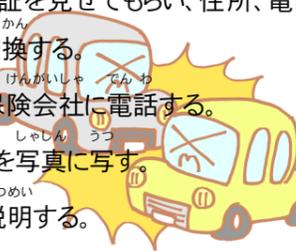
▶ 日本の交通ルールの外語版をJAF（日本自動車連盟）で買うことができます。（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語）

#### 任意保険に加入する

▶ 自動車やバイクを持ったときは、交通事故に備えて、任意自動車保険にも加入します。自動車賠償責任保険だけでは補償が不十分です。

#### 交通事故にあったら

1. 警察に電話する。（電話番号110番）
2. けがをしていたら救急車を呼ぶ。（119番に電話する）
3. 事故の相手の人の運転免許証を見せてもらい、住所、電話番号、車のナンバーをお互いに交換する。
4. 自分で加入している自動車保険会社に電話する。
5. 事故の現場や車の破損状態を写真に写す。
6. 警察が来たら事故の状況を説明する。



# 中文 生活信息杂志 第20号 免费!

## せいかつじょうほう し 生活情報誌 えいあいえい!!!

《目录》

- P.1 驾驶证
- P.2 国际驾驶证·外国驾驶证
- P.3 获得日本驾驶证
- P.4 安全驾驶所需的信息

《目次》

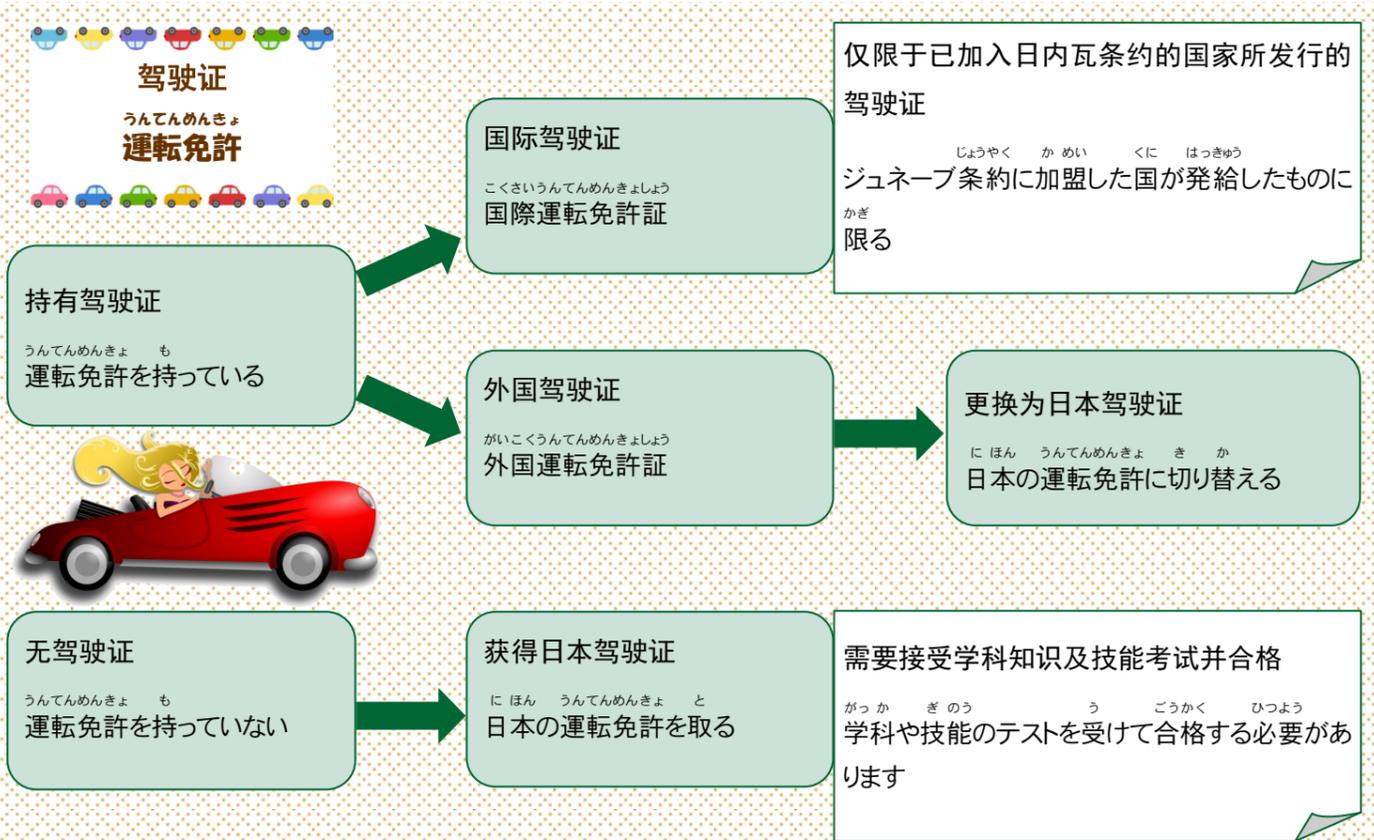
- P.1 運転免許
- P.2 国際運転免許証・外国運転免許証
- P.3 日本の運転免許を取る
- P.4 安全に運転するための情報



## 面向外国人的, 在日本驾驶机动车所需的信息。 外国人の方へ、日本で自動車を運転するための情報です。

- ▶ 在日本，想要驾驶机动车或摩托车，必须持有驾驶证。
- ▶ 驾驶时，必须携带驾驶证。
- ▶ 机动车，摩托车等靠道路的左侧行驶。

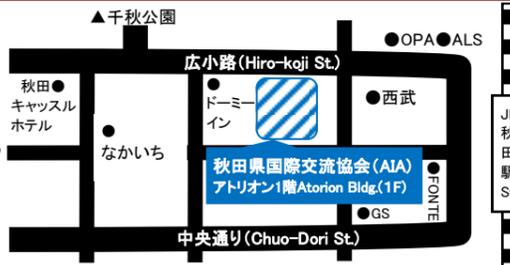
- ▶ 日本で自動車やバイクを運転するときには運転免許が必要です。
- ▶ 運転免許証は運転するときに必ず携帯していなければなりません。
- ▶ 自動車やバイクは道路の左側を走ります。



### AIA: Akita International Association 公益財団法人 秋田県国際交流協会

咨询电话  
018-884-7050

公益財団法人 秋田県国際交流協会  
(AIA: Akita International Association)  
〒010-0001 秋田市中通2-3-8 アトリオン1階  
秋田市中通2-3-8 ATORION1楼  
【电话号码】018-893-5499 【传真号码】018-825-2566  
【主页】http://www.aiahome.or.jp  
【电子邮件】aia@aiahome.or.jp  
【开馆时间】月(周一)~金(周五), 第3土(第三周六)/9:00-17:45





## 国际驾驶证

➢ 已将驾驶证更换为国际驾驶证并带到日本的，可直接使用。但仅限于已加入日内瓦条约的国家所发行的驾驶证。

➢ 关于日内瓦条约的加盟国，可参见警视厅网页（HP）

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai04.html>



## 外国驾驶证

➢ 由瑞士，斯洛文尼亚，德国，法国，比利时，摩纳哥，台湾发行的驾驶证，附上领事馆・大使馆的日文翻译后，便可直接使用了。

### ➢ 更换为日本驾驶证的方法

【申请地点】驾驶证中心

【手续】申请文件经审查后，驾驶必须的知识、技能确认审查及适应性考试合格后，可获得驾驶证。

【条件】须在外国获得驾驶证后，并在该国家居住合计达到3个月以上。

驾驶证在有效期内。

须本人申请。

【申请所需材料】

1. 申请书
2. 申请用照片1张（3.0×2.4cm）
3. 记载有本籍或国籍的住民票复印件
4. 健康保险证，My Number卡，在留卡等
5. 外国驾驶证
6. 外国驾驶证的领事馆・大使馆日文翻译
7. 护照（可证明在驾驶证颁发国家居住3个月以上）
8. 手续费（约5,150日元）

※申请前，请咨询驾驶证中心。

※如果不会日语，请与能以日语沟通的人同往。



## 国際運転免許証

➢ 運転免許証を国際運転免許証に切り替えて日本に持ってき場合は、そのまま使えます。ただし、ジュネーブ条約に加盟した国が発給したものに限りです。

➢ ジュネーブ条約加盟国は、警視庁のHPをご覧ください。



## 外国運転免許証

➢ スイス、スロベニア、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾で発給された運転免許証は、領事館・大使館等の日本語翻訳文が添付されていればそのまま使えます。

### ➢ 日本の運転免許に切り替える方法

【申請場所】運転免許センター

【手続き】申請書類を審査したあと、運転に必要な知識や技術の確認審査及び適性試験を合格すると運転免許証が交付されます。

【条件】外国等の免許を受けてから、その国に通算3か月以上滞在していたこと。

免許証の有効期限が切れていないこと。

必ず本人が申請すること。

【申請するとき必要なもの】

1. 申請書
2. 申請用写真1枚（大きさは3.0×2.4cm）
3. 本籍又は国籍記載の住民票の写し
4. 健康保険証、マイナンバーカード、在留カード等
5. 外国運転免許証
6. 外国運転免許証の領事館・大使館等の日本語翻訳文
7. パスポート（免許証を発給した国に3か月以上の滞在が確認できるもの）
8. 手数料（5,150円くらい）

※申請前に運転免許センターに問い合わせてください。

※日本語が理解できない人は、通訳人を同行してください。

国际驾驶证，及允许持外国驾驶证的可驾驶时间，指驾驶证记载的有效期限内，或入境日本后一年之内的时间。

（中长期居住日本的外国人，确认出境或接受再入国许可后，离开日本国境，未滿3个月再次入境日本时，不能从再次入境日本的日期开始重新计算一年。）

## 获得日本驾驶证

➢ 为了获得机动车驾驶证，要在教习所或机动车学校学习交通规则及驾驶技术，毕业后通过驾驶证考场的考试并合格，才能获得驾驶证。

➢ 教习所或机动车学校的学习区间为2~3个月，最长9个月。

➢ 教习所或机动车学校学习所需费用约为350,000日元。

➢ 也可不通过教习所或机动车学校，自学并练习驾驶技术，参加驾驶证考场的考试，但难度非常大。

国際運転免許証および外国運転免許証で運転できる期間は、免許証に記載されている有効期限または、日本に上陸した日から1年間のどちらか短い期間です。

（中长期滞在の外国人の方が、出国の確認または再入国の許可を受けてから日本を出国し、3か月未滿で再び日本に上陸した場合、再上陸の日から1年間とはなりません。）

## 日本の運転免許を取る

➢ 自動車の運転免許を取るためには、教習所や自動車学校に入学して交通ルールや運転技術を学び、卒業したあと運転免許試験場で試験を受け、合格すると免許が取得できます。

➢ 教習所や自動車学校に通う期間は2~3か月くらいで、最长9か月です。

➢ 教習所や自動車学校に通うための費用は350,000円くらいです。

➢ 教習所や自動車学校に通わないで、自分で勉強し、運転技術の練習をして運転免許試験場で試験を受けることもできますが難しいです。

